

家畜生産農場衛生対策に係る牛伝染性リンパ腫対策実施要領

制定 平成 30 年 6 月 19 日 佐畜協第 06093 号
一部改正 令和元年 7 月 31 日 佐畜協第 07126 号
一部改正 令和 2 年 6 月 24 日 佐畜協第 06101 号
一部改正 令和 3 年 9 月 30 日 佐畜協第 09100 号
公益社団法人佐賀県畜産協会

公益社団法人佐賀県畜産協会（以下「協会」という。）は、食料安全保障確率対策事業実施要領（平成 28 年 3 月 29 日付け 27 消安第 6184 号）に基づく、家畜生産農場衛生対策事業（以下「本事業」という。）において、牛伝染性リンパ腫の感染拡大防止を図るための事業に取り組むこととし、実施にあたっては、同要領及び「家畜衛生対策事業の運用について」（令和 3 年 3 月 31 日付け 2 消安第 6476 号）に定められたもののほか、本実施要領によるものとする。

第 1 事業の目的

この事業は、牛伝染性リンパ腫の感染拡大防止を図るため、牛飼養農場において牛伝染性リンパ腫対策を実施し、農場の疾病清浄化を支援する。

第 2 事業の内容

牛伝染性リンパ腫に関する衛生対策ガイドライン（平成 27 年 4 月 2 日付け 26 消安第 6117 号農林水産省消費・安全局長通知。以下「ガイドライン」という。）に基づく対策を講じている農場における、検査費及び証明書の交付料、高度感染牛とう汰推進費を補助する。

1 検査費及び証明書の交付に係る経費の補助

- 1) 交付の対象となる農場は、ガイドラインに基づく対策を講じている農場であること
- 2) 交付の対象となる牛、検査内容、証明書内容

過去の検査で抗体陰性であった牛、未検査牛及び発症牛等を対象に実施する抗体検査、抗原検査及び病理検査並びに陰性証明書の交付であること。なお、家保以外の大学や民間検査機関で実施する場合も交付対象とする。

3) 補助対象経費及び補助率

- ア 牛伝染性リンパ腫の検査費及び証明書の交付料：生産者が要した額の 1/2 以内
- イ 検査材料の採材旅費及び採材技術料：定額（牛の採血に係る採材旅費及び技術料）

4) 検査回数の上限について

原則、農場当たり 2 回/年までとする。また、リアルタイム PCR による定量検査（他の牛への感染拡大リスクの検査）については、抗体検査または PCR 陽性牛が対象となり、1 頭当たり 2 回/年までとする。

2 高度感染牛とう汰推進費の補助

交付の対象となる農場等は、次の1) から3) までのすべての要件を満たすこと

1) 農場要件

次のアからウの全てに該当する農場

ア 定期的に全頭検査（過去の検査で陽性であった牛及び6か月未満の牛は除いてもよい）を行い、摘発した感染牛を分離飼育（ガイドラインⅢの（2）の③に準じた方法による）していること。

定期的な全頭検査とは、原則、過去3年間において年1回以上の頻度で検査を行っていることをいう。（早期分離飼育実施のため）

イ 農場全体の陽転率および陽性率から見て、高度感染牛のとう汰により、清浄化の早期達成が見込まれる農場

ウ ガイドラインに基づく次の①から⑤までの対策のうち3つ以上を実施していること

- ① 人為的な伝播を防止するための対策
- ② 吸血昆虫対策
- ③ 初乳の加温、凍結または初乳製剤の使用
- ④ 早期母子分離飼育
- ⑤ 導入牛の隔離・検査

2) 対象牛要件

次のア及びイに該当する牛

ア 当該年度に自主的にとう汰した乳用繁殖または肉用繁殖の用に供する牛

イ リアルタイムPCR検査等の結果により、ウイルスを伝播させるリスクが高いと判断された牛

3) とう汰要件

農場内で最もリスクが高いと判断された牛のとう汰、または同一農場内で複数の牛をとう汰する場合における、伝播リスクが高い牛から実施されたとう汰であること。

高度感染牛の判断基準は、家保その他の獣医師等により、検査結果等の客観的なデータに基づき、ウイルスを伝播させるリスクが高いと判断された牛とする。

第3 事業の実施等

1 本事業により牛伝染性リンパ腫対策を実施しようとする生産者は下記により必要書類を協会に提出するものとする。

- ① 牛伝染性リンパ腫検査等実施計画承認申請書（様式第1号）
- ② 家畜疾病清浄化（牛伝染性リンパ腫）のための対策実施報告書（様式第2号）
- ③ 牛伝染性リンパ腫検査費等補助金交付申請書（様式第3号）
- ④ 牛伝染性リンパ腫検査に係る採材旅費及び採材技術料交付申請書（様式第4号）

2 高度感染牛のとう汰実施については、別に定める「家畜生産農場衛生対策に係るとう汰実施要領」によるものとする。

3 協会は 1 により申請を受けた時は、審査し、適正と認められた場合は、補助金を交付するものとする。

第 4 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

この要領は、平成 30 年 6 月 19 日に制定し、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和元年 7 月 31 日に一部改正し、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 2 年 6 月 24 日に一部改正し、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 3 年 9 月 30 日に一部改正し、令和 3 年 10 月 1 日から適用する。

ただし、令和 3 年 4 月 1 日から 9 月 30 日までは、牛白血病（EBL）を牛伝染性リンパ腫と読み替えることとする。